

埼玉県川の国広援団登録団体支援実施要領

(目的)

第1条 県は、「川の国埼玉」の実現に向けた県民による川の再生活動を推進することを目的に、川の国広援団登録団体（以下「登録団体」という。）に対し、予算の範囲内で支援等を行う。

2 前項の支援等に関しては、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 川の再生活動

県内の河川、農業用水、湖沼等（以下「河川等」という。）での、ごみ拾い、草刈り、清掃、水質改善、環境学習及び水生動植物の調査等の活動をいう。

(2) 美化活動

川の再生活動のうち、河川等での、ごみ拾い、草刈り、清掃等の活動をいう。

(3) 美化活動団体

県が管理する一級河川（以下「県管理河川」という。）の美化活動を行う登録団体のうち、県土整備部が定める川の国広援団美化活動団体実施細目（以下「美化活動団体実施細目」という。）第2条に定める団体をいう。当該団体については、この要領の他、美化活動団体実施細目によるものとする。

(4) 登録窓口

環境部水環境課、県土整備部水辺再生課、環境管理事務所又は、県土整備事務所をいう。

(登録手続及び登録要件)

第3条 川の国広援団に登録をしようとするときは、登録窓口には川の国広援団登録申込書（様式1）を提出するものとする。

2 川の国広援団に登録できる団体は、川の再生活動を行っている2人以上で構成する団体とする。

(支援対象)

第4条 支援の対象となる活動は、登録団体が行う川の再生活動とする。

(支援等)

第5条 県が登録団体に対して行う支援(美化活動団体実施細目第1条による支援を除く。以下同じ。)は、次のとおりとし、要件及び申込み方法等は、各区分に応じて別表1から別表4に定めるとおりとする。

- (1) 川の再生活動資材の貸出し
- (2) 川の再生活動資材の提供
- (3) 資料及び会報等の印刷
- (4) 環境学習への講師派遣及び講師謝金の支払い

2 交通費、運搬費、郵送費その他支援を受けようとする際に生じる一切の経費は、支援を受けようとする登録団体が負担するものとする。

(実績報告)

第6条 前条第1項に定める支援を受けた登録団体は、県へ実績報告書(様式5)を提出するものとする。

2 前項の実績報告書の提出先は、登録窓口とし、提出時期は、支援を受けた事業の実施日以後30日以内又は当該事業実施日の属する年度末のいずれか早い日までとする。

(事故報告)

第7条 登録団体は、第5条第1項に定める支援を受けた活動中に事故等が発生した場合は、直ちに県に連絡するものとする。

2 前項の規定により、県に連絡した事故等は、速やかに事故発生報告書(様式6)を県に提出するものとする。

(損害の賠償)

第8条 登録団体が行う川の再生活動によって発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の賠償に係る一切の経費は登録団体が負担するものとする。

(美化活動を行う場合の協議等)

第9条 登録団体は、河川等の美化活動(美化活動団体が協定を締結した区間で行う美化活動を除く。)を行う場合は、当該河川等の管理者に了解を得るとともに、関係する市町村に対し、遅くとも1週間前までに、美化活動を行うことについて協議するものとする。

(登録の取消)

第10条 県は、登録団体が関係法令に違反する行為等をしたとき、若しくは第1条第1項の目的にふさわしくない行為をしたときは、登録団体の登録を取り消すことができる。

(定めのない事項等)

第11条 この要領に定めのない事項等については、登録団体及び県が協議して決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、「彩の国水すましクラブ会員登録申込書」及び「彩の国リバーサポート制度実施要領」に基づき登録されている団体は、この要領に基づく登録があったものとみなす。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (川の再生活動資材の貸出し)

	資材の種類	要件	申し込み方法
1	のぼり旗	<p>貸出し期間は、原則2週間とする。</p> <p>胴長靴及びインフレーターブルカヤックの貸出しは、ライフジャケットを着用することにより安全対策を講じた活動に限る。</p> <p>インフレーターブルカヤックの貸出しは、登録団体が事業参加者の傷害等を補償するレクリエーション保険等に加入した場合に限る。</p>	<p>水環境課ホームページで在庫数を確認の上、貸出し希望日の20日前までに、電子申請又は様式2-1を登録窓口に提出し、申し込みを行う。</p> <p>返却に当たっては、様式2-2を提出する。</p>
2	のぼり旗用ポール		
3	のぼり旗用スタンド		
4	ライフジャケット (F・M・S・SSサイズ)		
5	タモ網		
6	観察ケース (大・小)		
7	胴長靴 (M・L・LLサイズ)		
8	透視度計 (長さ1m)		
9	インフレーターブルカヤック		
10	テント		
11	アンプシステム		
12	ごみバサミ		
13	県作成啓発パネル (各種)		
14	その他活動資材 (応相談)		

別表2 (川の再生活動資材の提供)

	資材の種類	要件	申し込み方法
1	パックテスト (COD) 高濃度/低濃度	1 登録団体1年 度内に上限80本 までを提供する。	提供希望日の30 日前までに、電子申請 又は様式3を登録窓 口に提出し、申し込み を行う。
2	軍手	1 登録団体1年 度内に上限10ダ ース(120組) までを提供する。	
3	ごみ袋	1 登録団体1年 度内に上限300 枚までを提供す る。	
4	のぼり旗	1 登録団体1年 度内に上限5枚ま でを提供する。	
5	のぼり旗用ポール	1 登録団体1年 度内に上限5本ま でを提供する。	
6	その他啓発資材 (クリア ーファイル、下敷き、リ ーフレットなど)	応相談	

別表 3 (資料及び会報等の印刷)

印刷の種類	要件	申し込み方法
A 4 又は A 3 の 白黒印刷	1 登録団体 1 年度内に A 4 片面 1,000 枚 (両面 500 枚) 又は A 3 片面 500 枚 (両面 250 枚) の印刷を行う。 ただし、カラー印刷の場合、1 枚を白黒印刷 10 枚分とみなす。	受渡し希望日の 1 週間前までに、電子申請又は様式 3 を登録窓口に提出し、申し込みを行う。その際、原稿を提出する。

別表 4 (環境学習への講師派遣及び講師謝金の支払い)

	支援の種類	要件	申し込み方法
1	環境学習への 講師派遣	水質改善及び水生動植物の調査等川の再生に関する内容の環境学習を実施する場合に、講師を派遣する。	派遣を希望する日の 40 日前までに様式 4-1 を登録窓口に提出する。
2	登録団体が実施した環境学習の講師 (以下「講師」という。) への謝金の支払い	上記 1 の支援を受けた環境学習及び県の後援又は共催の承認を受けた環境学習の講師に対し謝金 5,000 円を支給する。(他の制度により謝金が支払われる場合及び講師が主催団体に所属する場合を除く。交通費等その他一切の実費については支給しない。) ただし、講師の派遣は 1 人の派遣を 1 回とし、同一主催者に対して同一年度中に原則 6 回以内とする。	講師が、環境学習を実施した日から 10 日以内に様式 4-2 を登録窓口に提出する。